

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会
第2回議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第2回）

議事次第

日 時：令和元年10月28日（月）10：00～11：51

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール11F

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 第1回検討会における主な議論について
- (2) 「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」に盛り込む内容と構成について
- (3) ガイドラインを踏まえた取組について
- (4) 意見交換

3. 閉 会

○柳室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」第2回を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、松田委員から御欠席の御連絡をいただいております。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は右上に番号を付しておりますけれども、資料1～5と、参考資料の計6点となっております。

資料1が、「第1回検討会における主な議論」。

資料2が、「『体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン』に盛り込む内容とその構成について」。

資料3が、「ガイドラインを踏まえた取組について」。

委員提出資料といたしまして、森委員から資料4-1～4-7まで、また福丸委員から資料5を提出していただいております。

加えて、参考資料といたしまして、前回もお配りしております「体罰等によらない子育ての推進について」をおつけしております。

資料の欠落等がありましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、これより先の議事は大日向座長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○大日向座長 皆様、おはようございます。それでは、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

早速、議事に入りたいと思っております。まず、議事1、第1回検討会における主な議論につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

「第1回検討会における主な議論」をまとめています。前回の検討会は全委員御出席いただいておりますので、簡単に御紹介させていただければと思っております。

まずは、＜体罰禁止の趣旨・目的＞です。

子どもの権利を守るための取り組みだということから出発することが必要という御意見等をいただいております。

次に、＜体罰の範囲＞です。

どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止するということをガイドラインに明記すべき。

体罰「等」とついているところで、ネグレクトや心理的虐待、暴言、DV等も少し視野に入れたほうがいい。

暴言等、心理的虐待あるいは心理的攻撃についても許容されないことを明記すべき。

そして4つ目の○ですけれども、親権者等の体罰禁止により、法的には全ての人による体罰が許されなくなることを明記すべき等の御意見を賜っております。

次が、＜体罰等によらない子育てのための方策＞です。

まず（広報・周知啓発について）の御意見ですけれども、「愛の鞭ゼロ作戦」のリーフレットの活用、新規にわかりやすいツールの作成、母子手帳に記載、母子手帳配布時や定期健診時に伝える、両親学級や子育て講座などで情報提供、ひろば・相談しやすい場づくりなどが重要。

そして、そのページの最後の○ですけれども、国民全体への広報、PRをお願いしたいとの御意見を頂戴しています。

次のページをお開きください。さらに次のページの2つ目の○ですけれども、教育の中でしっかりと体罰防止を盛り込んでいただきたいとの御意見を賜っているところがございます。

続いて、（保護者への支援について）の御意見です。

1つ目の○ですけれども、親子にかかわるいろいろな職種の観点からの親御さんへのアドバイスや、サポート体制がガイドラインに盛り込まれるといい。

2つ目の○です。どうしたら暴力や感情的な言葉を用いず、育児ができるのかということに焦点を当てていきたい。

4つ目の○ですけれども、しつけはどういうものかとか、子どもの心を育むにはどういう形の教育がいいのか、ガイドラインに盛り込まれるといいという御意見です。

次の○ですけれども、予防的なプログラムがあるといい。

もう少し簡易な、よりアクセスしやすいプログラムがあるといい等の御意見をいただいております。

次に、（支援者への支援について）の意見です。

1つ目の○でございますけれども、親だけでなく、親を支える支援者も含めて、多職種連携も含めて、いろいろなところでの取り組みも今後どうやっていけるかというところを考えていきたい。

2つ下の御意見として、子どもの権利を関係者が学ぶ機会をしっかりと押さえられるといい等の御意見を頂戴しています。

次のページをお開きください。（子どもへの啓発・意見表明について）の御意見です。

1つ目の○で、子ども自身が体罰・暴力を受けることが当たり前ではないことを学ぶことや、意見表明支援も大事という御意見です。

2つ目の○で、子どもを対象にしたガイドライン等も作成すべきとの御意見をいただいております。

＜その他＞でございますけれども、ガイドラインをつくって終わるのではなく、指標を意識しながら、それに基づきデータを集め、施策を検証するという形にしていく必要があるとの御意見を頂戴しています。

資料1の御説明は、以上でございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

続きまして議事2「「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」に盛り込む内容と構成について」に移りたいと思いますが、ただいま議事1で御説明がありましたように、前回の検討会では非常に多岐にわたる御意見をいただいております。このうち、ガイドラインに盛り込む内容、構成に関しまして、事務局が資料2に整理しています。

また、次の議事3にも関連いたしますが、前回の議論の中にはガイドラインそのものに盛り込むのではなく、今後取り組むべき事項も含まれると考えております。こちらにつきましては、資料3として整理しております、ガイドラインとは分けて考えた上で検討会としての取りまとめとしたいと思っております。

つきましては、議事2に先立ちまして、全体像を把握するため、資料2と資料3につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 それでは、資料2に基づきまして「「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」に盛り込む内容と構成について」を御説明させていただきたいと思っております。

まず、1つ目の○でございます「ガイドラインの主な対象について」です。本ガイドラインは、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、この保護者以外の親族、地域住民、保護者に対する支援を行う者（自治体、NPO等）が読み手となることを想定して作成してはどうかとしております。

※として書いておりますのは、子ども本人についてはこのガイドラインを踏まえて周知方法を別途検討してはどうかと考えております。

続きまして、2つ目の○で「ガイドラインに盛り込む内容・構成について」です。第1回検討会の議論を踏まえて、以下のとおりとしてはどうかということでございます。

「1.はじめに」です。

1つ目の○で、これまで日本では、しつけの名のもとに体罰が行われてきているが、国際的には多くの国が体罰を禁止しているといった状況を紹介し、今回の法改正で体罰を禁止した背景について記載。

そして、2つ目の○ですけれども、また、今回のガイドラインは体罰等について正しく理解いただき、社会全体で体罰等によらない子育てを推進し、子育てに悩んだときに支援等につながることを目的としている旨を記載してはどうかというところでございます。

続きまして「2. しつけと体罰は何が違うのか」という見出しとして、1つ目の○ですけれども、しつけと称して体罰が行われている実態があるが、しつけと体罰は異なるということについての気づきを促し、どんなに軽い体罰であっても許されないことを記載してはどうか。

そして、下の（具体的な内容例）ということもあわせて記載しておりますけれども、頬をつねるや長時間正座をさせるなども体罰に当たる等の具体例をあわせて記載してはどうかということでございます。

次のページをお開きください。具体例の続きですけれども、暴言等についても子どもの

品位を傷つける行為であることを、具体例もあわせて記載してはどうかということがございます。

続いて「3. なぜ体罰等をしてはいけないのか」という見出しです。

1つ目の○として、体罰等をしてはいけない理由について、子どもにとってどのような悪影響があるかということを中心に、保護者の理解を促すようにわかりやすく記載してはどうか。

その下の（具体的な内容例）として、体罰や暴言等は子どもの成長・発達に悪影響があるということが科学的に証明されているということに記載。

そして、子どもには健やかに育つ権利が保障されていることを記載。

3つ目のポツで、体罰等が引き起こす結果、子どもが気持ちを表現できなくなる、暴力が連鎖する、あるいはエスカレートして虐待につながる等について記載してはどうかということがございます。

次に、「4. 体罰等によらない子育てのための方策」という見出しです。

体罰等によらない子育てについて、親の理解を深めるために、体罰をしてしまうさまざまな要因を明らかにしつつ、具体的な工夫のポイントや相談先について記載してはどうかということがございます。

（具体的な内容例）としまして載せてございますけれども、体罰等をしてはいけないと思っけていてもいららしてつい手を上げてしまう場合や、自身のしていることが体罰だと認識していない場合など、保護者が体罰をしてしまう背景にはさまざまな要因があることを記載。

そして、体罰等をしてしまう要因を取り除くため、体罰等によらない子育てに関して、具体的に工夫するポイントを周知する。例えば、子どもの気持ちを受容・傾聴し、肯定的な言葉で伝えることや、怒りをコントロールする方法など、身近に活用できるものを記載。

そして、子育ての悩み等をひとりで抱え込まないために、日ごろから周囲の人や市町村、児童相談所等に相談してもらえるように記載してはどうかということに記載をしております。

続きまして、資料3に基づいてガイドラインを踏まえた取り組みについて御説明をさせていただきます。

1つ目の見出しに書いてございますように、＜保護者や支援者等に対する取組について＞ということで、ガイドラインの内容をより広く、わかりやすく周知するためには、どのような手段で広報することが効果的かということ、例としてリーフレット、ポスター、ホームページ、SNS等ということで掲げさせております。

次の○でございますが、ガイドラインの内容についてどのような機会に周知するのが効果的かということございまして、例として妊娠届の届け出時、乳幼児健診、両親学級、地域の子育て支援拠点、民間主催のイベント等を例示として掲げております。

下の＜子どもに対する取組について＞ということで、本ガイドラインの内容について子

ども自身からの発信を促すためにどのような手法が考えられるかということで記載をしております。

資料2及び資料3の説明については、以上になります。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、まずは議題2、資料2のガイドラインに盛り込む内容と構成につきまして、構成員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。

ガイドラインの読み手となる保護者等に対してどのような内容を盛り込めば良いのか、具体的にどのような内容を書き込むべきなどを中心に御意見をいただければと思います。どうぞ御意見のある方、挙手をお願いできればと思います。

それでは、森構成員からどうぞ。

○森構成員 ありがとうございます。基本的な内容、構成については私も望ましいと考えていた内容、構成で検討していただけていると思っております、大変ありがたく思っております。

あとは、結局、具体的な内容が、より具体化する中で表現とか、あるいは子どもの権利ということをしきんと説明する必要がありますので、どういった条文を記載するかとか、そういったことが大切になってくると考えております。

それから、体罰の定義といいますか、内容につきましても、どんなに軽いものであっても許されないということがはっきり明確にされる必要がありますし、それからここでも書いていただいておりますが、暴言等についても子どもの品位を傷つける行為であるので、それは許されませんということがはっきりと明確にされる必要があると考えておりますので、そういったところについて、この方向で、より明確にしていきたいと思っております。

それから、「体罰によらない子育てのための方策」の部分についてですが、ここも重要でありまして、結局たたかない、どならないとすると、どうすればいいんですかというのは、そこを明確にわかりやすく、そして実施しやすいといいますか、こうすればいいんだということで、すぐ実践していただけるような資料をつくっていく必要があると思っておりますが、その内容についてもこういった方向で、より具体的にわかりやすく、例えばイラストで伝えるとか、いろんな具体的な場面で説明していったほうがわかりやすいと思っておりますので、そういった工夫が必要になってくると思っております。

その際に、子どもの権利条約には子どもの権利条約5条があります。私の資料4-1の8ページをごらんいただきますと、第2の1の○の3番目になるんですけども、子どもの権利条約5条とありまして、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母」等としますが、それらが「その児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」というふうにあります。これが非常に適切なしつけ、指導、支援をする出発点といいますか、基準になる規定ですので、ぜひこちらにも言及して作成していただきたいと思っております。

それから、また後ほども説明させていただきたいと思いますが、実際に望ましいポジティブな子育ての方法については全国でいろんな取り組みが既にされています。

例えば、資料の4-2をごらんいただきますと、これは京都府の中丹広域振興局が出されている資料なのですが、「ほめてしつける育児のコツ」ということで、これはペアレント・トレーニングを実際にされている岩坂先生がかかわって、より一般の親御さんが参考にいただけるような資料として、京都府の中丹広域振興局のホームページに掲載されていて、非常に参考になるものであります。

それから、資料4-5をごらんいただきますと、これも既に御存じの方はたくさんいらっしゃるかと思いますが、ペアレント・プログラムというものでして、ペアレント・トレーニングですと少し専門性が高いということで、ペアレント・プログラムを別につくって実施されています。そこでのポイントが、行動で捉える、行動の仕組みを理解する。それから、キーワードは褒める対応である。それから、仲間づくりといったプログラムになっておまして、実際にその右側をごらんいただきますと、参加した保護者に効果検証もされていて、「保護者の抑うつ状態が改善された」「育てにくさを感じなくなった」などの効果も報告されています。

さらに、ブルーとかちょっとカラフルで「スクールワイドPBS」と書かれた資料がございます。これは、学校でポジティブな支援をするということで、徳島県で県を挙げて取り組みがされていて、非常に前向きな効果も報告されているということです。それはパンフレットの中にも書かれているのですが、先ほどの家庭の褒めて育てるというのも、この学校の取り組みも、同じ原理で応用行動分析とか認知行動療法とか、そういった学問的な裏づけに基づいての取り組みであります。

ぜひこういった既に実践され、効果を上げている情報も大いに参考にしながら、効果的に子どもといい関係をつくり、子どもの望ましい行動をふやしていくという親の接し方についての情報を提供させていただきたいと思っております。

ひとまず、以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。森構成員には、大変貴重な資料をたくさん御提供いただきましてありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、福丸構成員どうぞ。

○福丸構成員 ありがとうございます。私も資料を見せていただいて、大よその骨格というのがこの流れだということも理解いたしました。まず、対象も含めて、なぜしてはいけないのか。そして、方策といったところまで言及していただくのはとても大事だと思っております。

盛り込む内容としては今、森委員のほうからもたくさん御指摘がありましたので、重なっているところが結構あるかと思うのですけれども、私のほうから少し加えさせていただくとすればということで、資料5をごらんいただきながらお話をさせていただきます。

まず「ガイドラインの対象」ということで、資料2に沿って書いてみたのですけれども、

妊娠期から子育て期の保護者を中心に、地域住民、保護者に対する支援を行う者、こういった方たちを読み手として想定しているということで、含まれているかなと思っはありますが、例えば保育や教育現場など、子どもと日常的にかかわる専門家の方たちも読み手として想定していただくというのもとても大事だと考えております。

やはり学校教育を含めて、体罰ということも禁止されてはいますけれども、そういったことを改めてここでも周知する。そして、そういう場には支援に携わっている者もおりますので、そういった方たちにも届くということをお願いしたいなと思いました。

それから、この部分でもう一つは、前回、割と家庭の中での親子というときに、どうしても母親ということ想定しがちではありましたが、父親であるとか、その他の家族、そしてその家族というのが今、非常に多様であるという現状ですね。このあたりを少し踏まえた言及をしていただくとうれしいと思いました。

例えば、離別、離婚や死別などによるひとり親世帯であったり、ステップファミリーであったり、実子ではない親子関係だったりというところで、全てがというわけではないですが、よりケアやサポートが必要な場合が少なくありませんので、昨今の家族の多様なありようを踏まえた上でという表現が何か入ってもいいかなと思っております。

それから、「ガイドラインに盛り込む内容」につきましては、「体罰をとらえる視点」というのは私もこの視点でいいかと思っております。大人が子どものためを思っている行為かどうかとか、子どもにけががあるかどうか、そういったことではなく、行為そのものが不適切だという視点、子どもの人権の視点からと、健やかに育つ権利が損なわれる行為というような捉え方も大事だということで、今回体罰「等」としていただいたことで、暴言であるとか心理的虐待といったことが含まれる。これが明確化できたというのはありがたいと思っております。

そういう意味では、「マルトリートメント」であるとか、前回もちょっとお話が出ましたけれども、そういったことが脳への影響があるということ、それから資料のほうにも一つ、逆境的小児期体験ですね。ACEsとも言いますが、この点に関する知見なども非常に昨今は海外でも指摘されていますし、これらのことが日本の中でも今後大事なという視点がありますので、何かしらこのあたりを踏まえた点ですね。

特に、医療費を初めとする経済的損失というあたりも、アメリカの試算ではありますけれども、ACEsが重なっていくことで一生のうちの損失が1人当たり100万ドルを超えるというような指摘も、知見もあつたりいたしますので、そういうことも踏まえた上でこうした点について、これ自体を盛り込むということではないかもしれませんが、そうした視点ですね。

それで、資料のほうにメタ分析の研究ということで書かせていただいたんですけれども、これはちょっと細かい話になりますが、37件の論文の比較から行われているものなのですが、小児の小さいうちにさまざまな虐待被害やその家族機能の不全、例えば親のアルコールの問題であったり、親の精神疾患であったり、服役であったりということを含めて、そ

れが子どもにどういう影響を与えるか。後の成人になってからの影響というあたりを検証した結果では、肥満とか、がんとか、心疾患などの身体的なものでもすけれども、特に薬物乱用や対人間の暴力ということに非常に起きやすさがある、生じやすさが見られるんだという指摘もあります。

つまり、これは次世代の養育にも大きくかかわっている。このあたりをしっかりとっておかないとやはり次の世代、逆境的な小児期の体験というのがまた次の暴力ということにもつながっていくんだということで、今回少し広く捉えていただいたことはとても意味があると思っております。それが、ここにもちょっと書きましたが、トラウマとか、トラウマインフォームドというような視点が必要な場合には、そういったところもきちんと踏まえるという流れになっていけるのではないかと思いました。

それから、ここに「大人の行動は子どもにとってのモデルである」と書きましたけれども、子どもへの影響ということはもちろんなのですが、大人が体罰をするという行為そのものが、子どもにもそうやって人とかかわっていいということを身をもって教えてしまっているといえますか、子どもというのは親、大人をまねしたり、モデルになるわけですから、その行為そのものがそういったことにもなるのだということも何か入れてもいいのかなと思ったりしております。そのあたりが、なぜ体罰等をしてはいけないのかということにもつながっていく内容かということです。

あとは、4番目の「体罰等によらない子育てのための方策」というあたりは今後の議論かなと思いつながら、今、森委員のほうからもございましたが、いろいろなプログラムを含めて、褒めるであるとか、そういったことがとても大事だというお話がありました。そういう意味では、関係性という中で子どもたちが育っていくということを改めて何か御指摘いただくというか、親、養育者を中心とする大人との関係性の質の重要性というところ、それがなかなか安心で安全な関係が保たれないことによるお子さんの問題だったり、いろんな結果につながっていくということで、悪循環をどれだけいい循環にするかというあたりですね。

岩坂先生の資料などにもありますけれども、しつけの前提にある子どもと良い環境を築くというような視点をぜひ入れていただきたい。そういったものが土台になりながら、しつけが成り立っていく。恐らく、いろいろなプログラムがあって、親の養育スキルを高めたり、よい行動をふやしていこうというところでは、そのあたりが非常に共通性があるといえますか、全体に肯定的で温かい関係を築こうというのは皆さん大事にされている部分だと思うんです。

ですから、「共通する視点」というところで、子どもの肯定的な姿や態度、行動に肯定的な注目するというあたりを包括的な視点でも書いていただくのはいいのかなと思えますし、体罰というのはその逆であって、子どもの否定的な姿や態度、行動に否定的な注目をする。こういう循環が起きていると言ってもいいのかなと、そのようなことをちょっと考えました。

まずはここまでで、状況に応じて取り組みであるとか、このあたりはまた後で何かお話をできればと思います。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

では、高祖構成員、どうぞお願いいたします。

○高祖構成員 ありがとうございます。本当に第1回検討会の重要なところ、下線を引いていただいたところですけども、ちゃんと押さえていただいたかなと思っておりまして、とても感謝しております。

そして、ちょっとそれるといえるか、この議論の大前提というところなのですけども、きのうか、今朝、いじめと不登校が最多を更新して、子どもたちの自殺も大変増えているという報道がありました。背景の一番の理由が家族の不仲というようなところがありますので、本当に今回の体罰によらない子育てをすることによって、今、福丸先生もおっしゃったように子どもとの肯定的なかかわり、親子のいい関係をつくるということが広がることによって、いろいろな問題を解決するキーになるのではないかなと思っております。

もう一つが、これもきのうか、もうちょっと前でしょうか。小学校1年生の子の挨拶の音が小さかったということで、全員を1時間以上立たせたというようなニュースが流れておりました。

それで、今回のガイドラインのところの読み手が保護者を中心にとということで、あとは地域住民や支援者となっておりますが、それとちょっと分けたほうがいいかもしれませんが、学校教育法では体罰が禁止されているはずなのにもかかわらず、そのようなことがまだまだ行われている現状というのがすごく気になっているところです。

そして、1回目の主な議論の〈体罰の範囲〉の2つ目のところですね。下線を引いていただいたところなのですが、「ネグレクトや心理虐待、暴言、DVも少し視野に」と、「少し」というのがあえて入っているのが少し気になりました。この辺も踏まえてということなので、暴言なども含めていただいているので大丈夫かなと思うのですけれども、少しという表現は気になったところです。

そして、資料3のほうにかかわるところだと思いますが、資料1の下の（広報・周知啓発について）の1つ目の「両親学級や子育て講座などで情報提供」というところです。前回もお話をしたような気がするのですが、赤ちゃんの泣き声を聞かせて、それでどんな気持ちになるかとか、泣いても大丈夫だよというような感じのコンテンツをされていらっしゃる場所もありますが、旧態依然というのは大変失礼な言い方なのですけども、まだまだ割と旧態依然としていらっしゃる場所もあるような気がしております。

これを機に、両親学級のコンテンツの中に押さえるべきポイントということで、乳幼児期の離婚も多いので、やはり夫婦一緒に育てていきましょう的なところだったり、もちろん今回の体罰を使わないで子育てするというところ、そこはコンテンツ要素に必ず入れていただきたいと思っております。もちろん伝え方はそれぞれの現場の方々によると思うのですけれども、そこはぜひと思っております。

そして、さっき福丸先生のほうからもちらっとあったと思うのですが、今ずっと虐待死の裁判でも報道されている件もそうだと思うのですが。再婚時の親への子育て情報というところが、再婚の届け出を出すだけだったりとかというところで拾い切れない。普通というか、結婚、妊娠、出産という流れの感じだと母子手帳をもらいに行くということになると思いますが、子どもがいる状態で親が再婚するという場合。この間、小学生のお子さんを手にかけてしまった義理のお父さんの事件もありましたが、やはり再婚時の親への届け出時や、何かそのタイミングでぜひ周知する方法を検討いただきたいです。最低限は情報提供と、あとはそういうステップファミリーの親向けの子育て講座ですね。そんなに多くはなく、集めて講座をするというのも難しいかもしれないですが、それはぜひとも思っております。

そして、さっきもちょっと1年生を立たせたニュースの話のところでもしましたけれども、今回つくったものをベースにしながらということになりますが、支援者への対応の手引きや支援について、保育士、幼稚園教諭などへの情報提供も必要だと思います。やはり虐待というか、体罰への興味、関心もすごく強くなっておりませんが、私もきのう、おととい、保育士さん向けのお話もさせていただいたのですが、現場の中で保育士自身がとても判断に迷ったりとか、つつい声を荒げてしまう、子どもの人権を無視するような対応をしてしまったという話も少し聞かれます。教師もですね。

あとは、保健師とか助産師、それから医師ですね。医師も、やはりまだまだ人によって子どもへの体罰についての意識が行き届いていないかなと思いますので、その辺も今回の会議なのか、その後の会議のなかで押さえていただきたいポイントであると思っております。

そして、資料2ですが、本当にここは項目としてはかなり私もよく押さえていただいたと思うので感謝しております。

1番の「はじめに」のところに入るのか、そこでなくてもいいのですが、体罰や暴言は、要は人権侵害であるということですね。子どもの権利というところは書いてあったのですが、そこもちょっと押さえていただけるといいのかなと思いました。

あとは、今、言っているのかわかりませんが、189についてこの間ちょっとニュースで流れましたが、無料化ということがありました。このガイドラインの中でも、相談しやすいというようなお話もありましたので、相談体制の整備についてもお考えがあるのか、取り組みをしていただけるかというようなところも教えていただきたいと思います。今、本当にいろんな相談体制が既にありますけれども、その辺もぜひお願いできればと思いました。いろいろありがとうございます。

○大日向座長 貴重な御意見、いろいろありがとうございました。周知広報に関することもおっしゃっていただきましたが、それは改めて議事3のほうで検討させていただくということで、もう少し議事2に関してほかの方からも御意見をいただければと思いますが、立花構成員、あるいは山田構成員、いかがでいらっしゃいますか。

では、立花構成員どうぞ。

○立花構成員 今、高祖委員から、医者のところでも対応がというお話がありました。本当にそこは重要なところだと思ひまして、例えば小児科医などでも結構待合室だったり診察中などでも、お母さんが子どもを激しく叱っていたりというのはよくあることなんです。それに気づいたときにどう対応するか。乳幼児健診の場などでもあったりするかと思うのですけれども、なかなかそういうふうに踏み込んで、ではそのお母さんにどういうふうに声かけするかというのは、医者とか看護師によって対応がまちまちだったりするので、やはり体罰を防止するというところで関係者で共通認識を持つというところの周知の徹底は重要かと思ひました。

それで、高祖委員が保育士さんのこともおっしゃっていましたが、教育関係などでも同じように、教育とか医療、保健、福祉とか、いろいろなところで足並みをそろえて共通認識を持っていくような部分で、関係機関の現場でそういったお母さんへの声かけとか、対応だったり、啓発だったり、そういうところも具体的に盛り込まれるといいかなと思ひました。

○大日向座長 ありがとうございます。

山田構成員、どうですか。

○山田構成員 全体的には賛成ということで、内容とか構成についてはそう思ひます。

1つは、4番の「体罰等によらない子育てのための方策」ということで、ここには一人で抱え込まないために相談しましょうということと言われるのですが、もう一つは親自身がリラックスできるとか、少し子育てから離れられるとか、そういう方策を盛り込んでいただきたいと思うんです。そうしないと、親自身が苦しんでいくということになりますので、相談だけではなくてそういう体制も書いていただきたいと思ひます。

先ほど言葉による暴力というようなことを盛り込みましょうということだったのですけれども、やはり体を傷つけるということと、言葉による体罰ということも同列に論じたらいいんじゃないかと思ひましたので、そこは同列に書いていただいてもいいんじゃないかと思ひました。

○大日向座長 ありがとうございます。

一通り皆様から御意見を伺ひまして、資料2の構成に関して基本的にこの流れでよいのではないかという御意見とともに、細かな貴重な御指摘もいろいろいただきました。

ほかに追加があれば伺ひますが、どうぞ。

○高祖構成員 申しわけありません。さっきお伝えするのを忘れまして。「体罰などによらない子育てハンドブック」というものを見本というか、参考に配らせていただきました。これは、東京都が国に先駆けて去年に条例を入れて、ことしの4月からスタートしているということで、そのためのツールとして、9月に冊子が作成されました。あとはここからエッセンスをとった短いCMみたいなものもつくられたり、ポスターを張り出されたりと、都内でいろいろ活用されていらっしゃるようです。私もちょっと作成のところアドバイ

スなどをさせていただきました。

今回のガイドラインの中の表現というか、項目の参考にもなるかなというのが、最初に開いていただくと体罰が深刻な影響を及ぼしますよというところを書いてあったり、一番後ろに189も書いてあるんですけれども、あとは東京都がLINE相談というものをやっていますので、これがQRで読み込めるようになっているというような工夫もされています。

その1つ前のページだと、今回アンガーマネジメントということで書かれていましたが、クールダウンの簡単な方法ということでイラスト入りで書かれていたりしますので、御参考になればと思ってきょうはお持ちいたしました。

○大日向座長 貴重な資料の御提供、ありがとうございます。

もしよろしければ、私の方からも皆様の御意見を伺いながら、2つほど教えていただきたい、あるいはガイドラインを書く上でちょっと注意したいなと思うことがございます。

1つは、森構成員が先ほど子ども権利条約の5条をきちんと書き込むようにとおっしゃってくださいます、そのとおりかと思えます。親等が持つ子育ての責任、権利、義務を尊重するということは大前提だと思います。

ただ、もう一つ、きょうは先ほど言及されませんでした、資料4の中にこれを誤解しといたしますか、親が正しい方法だ、愛の方法だと考えてマルトリートメント的なことをしてしまうこともあるのではないかということに関する大変的確なQ&Aもありましたので、こちらをあわせて第5条を紹介するときには必要なのではないかと思いましたが1点でございます。

それから、福丸委員が御提供くださった資料、そして御意見は本当にそのとおりだと思います。マルトリートメント、厳しい虐待を受けた子どもが精神的、身体的に大きな痛みを受け、後に負の影響が出るということはそのとおりだと私も思うんです。

ただ、以前、虐待を受けて育った人たちのヒアリングをしたことがあります。サバイバーの方ですが、その方々が一番つらいのは世代間連鎖について言われることだとのことでした。確かに、虐待やマルトリートメントは是非とも避けるべきことですが、一方、虐待、マルトリートメントを受けた人たちが親になったときに全て虐待をするとか、マルトリートメントをするかのようなことを言われることは二重の虐待だと言われました。多くの人はそうした経験を乗り越えているとのことです。残念ながら虐待をしてしまったり、マルトリートメントをしてしまう人もたしかにいる。そして、その人たちの生育歴をさかのぼると、幼少期に確かにそういうつらく残念な経験があるけれども、どうやって乗り越えたのかということにもっと目を向けてほしいという切実な訴えをいただいたことを思い出しました。

そうしますと、このガイドラインには主に予防という点で、こういうことをすると子どもはどんなに傷つくかということを書くことは本当に大事だと思うのですが、しかし、子どもたちは決して望んだわけではなく、子どもの責任ではない中で受けてしまった虐待、マルトリートメントを、どうやったら乗り越えられるかということも、広義の予防と考え

ることはできるのではないか。そこは何らかの形で言及しておかないと、世代間連鎖という言葉が安易に用いることから生じる二重の虐待、あるいは二重のマルトリートメントになるのではないかと思いますので、その点についても、御意見をいただき、検討要項に加えていただければと思います。

私からは以上ですが、何か皆様から追加があれば、どうぞお願いいたします。

○福丸構成員 ありがとうございます。とても大切な点を今、大日向先生に御指摘いただきまして、私もちょっと説明不足も含めてコメントしたいと思いました。

本当に大事なところで、研究だとここがオッズ比で相対的な危険度、生じやすさが高いとか、そういった結果だけが先走ってしまうと本当にいけないなということは感じております。

そういう意味で、ここにトラウマとか、トラウマインフォームドという言葉を書いたのはそのあたりもあります。つまり、そういう体験があったとしても回復できるということですね。私たちに備わったレジリエンスといった視点も含めてですが、それにはやはりトラウマに対する理解とか、どんな影響があるのか、そして回復のためにどんなことが大切かといった視点も大事だということで、トラウマインフォームドケアというのが最近非常に言われているのはそういった背景があるかと思います。

トラウマという視点を踏まえながら取り組んでいくこと、そしてサポートしていくこと、もちろん一般的な子育て支援ということと同時に、そのあたりをやはりかかわる中で考えていくということも大事かと思えます。

それと同時に、子育ては親だけではないということで、その後の人生で、たとえ親ともしかしたら残念ながらい関係を持てなかったかもしれないけれども、そういった視点を持つ、いい関係性を持つとする大人ですね。1人の大人でもいいので、まずはそういう環境を子どもが経験できる。それを私たちがどういうふう to 実現できるのかということ、やはり共通認識として持っていくということが非常に大事かと思えます。

それで、後からもお話をしようかと思ったのですけれども、そういった少し特化したものであるとか、虐待を受けたお子さんに向けてのことも含めたプログラムなどということも踏まえながら、そういった対応も一つの視点かと思えますし、それだけではないのですけれども、やはり一回受けたらもうおしまいだということではないのも共通認識としてというのは、本当におっしゃるとおりだと思いました。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○森構成員 私の資料4-1の先ほどの8ページの子どもの権利条約5条について、大日向先生のほうからコメントをいただきまして誠にありがとうございました。

おっしゃるとおりでして、この「適当な指示及び指導」というものが、結局たたくことが適当だと考えてしまうのでそういうことになってしまうわけですし、ここの内容を具体的にしていく。たたくとこと、暴力は適当ではないですと、そこが大事なわけですが、そ

の出発点として、例えば「発達しつつある能力に適合する方法」というのは非常に子どもの権利条約の中では大切にされていまして、結局その子は日々成長していくわけですが、その子の意見を聞くときもそれを尊重していくと、だんだんいろんなことが言えるようになるといったことも尊重していきます。発達をちゃんと見ていきながら、伝わるような方法をとっていきますといったことも、この中のメッセージには含まれております。

それで、おっしゃるとおり、5条だけで子どもの権利条約は独立するものではなく、その下にあります12条の意見表明権、「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」があります。こういったことも非常に大事でして、こういったことが尊重されながら子育てをしていく必要がある。

また、後ほど述べさせていただきますが、これは結局、子どもに対しても伝えていく必要がありまして、その際にあなたにはこういった権利があるんですよということをやはり明確にしていく必要がありますから、そういった内容が盛り込まれていく必要があると思っております。

その下の子どもの権利条約29条1項というのも非常に大事な条文でありまして、教育の目的について規定されておりまして、「子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能なまで発達させる」とか、「人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させる」、それから(d)の下線部のところですが、「子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること」、そういったことが目的であるわけですから、それは暴力で押さえつけたり、言うことを聞かせている中ではこういった教育は実現していきませんので、この視点からもたたく、脅すといったことは受け入れられないということが言えます。

もう一点御指摘があって、私も連鎖の問題についてはおっしゃるとおりだと思っております。私が知っている限りでは被虐待がある方の30%くらいがまた虐待をしてしまう、それを逆に見ると、70%くらいの方はそこで連鎖はとめられているといたしますか、適切なしつけができているといった研究があるということをちょっと読んだことがあるのですけれども、そうであればみんなが被虐待経験があれば必ず虐待するというわけでもないですし、本当に回復している人もたくさんいるわけですから、そこはきちんと配慮した表現をしていく必要があるというのはおっしゃるとおりだと思います。

その中では、私の4-1の資料で4ページの4の「体罰等の弊害について」はぜひガイドラインで記載していただきたいというところで、○の1つ目が「体罰等が脳の発達に及ぼす影響」、友田先生の研究などです。

それで、5ページの○のところ「手の平で身体を叩く体罰でも、多くの弊害があること」、これについての研究も発表されています。

それから、日本の厚生労働省のデータを使った研究で、藤原先生がこういう論文も発表されておりまして、子どもたちの問題行動につながっていくリスクは高まっているということが指摘されています。

さらに、その下は早稲田大学の研究で、5行目の途中からですが、「若者が子ども期に体罰等をうけた際の感情は、親・養育者に恐怖感、怒り、理不尽感などの否定的感情をもったと半数以上が答えており、特に「無視される、にらまれる、馬鹿にされる」という形態の精神的暴力には最多の82.0%が否定的な感情をもっていた。この結果から、子どもは身体的暴力より人格無視、プライドを傷つけられる形態の」、これを体罰と言うかはまた議論があるところですが、そういった罰に対する否定的な感情が非常に強いことが明らかになった。

これは、結局子どもたちがむしろこういった精神的な暴力によって、より傷つくということが示唆されている指摘でもありまして、やはり先ほど山田先生がおっしゃったように、たたくことだけではなく、精神的な暴力についてもきちんとそれは許容されないですよということを明確に発信していく必要があるということが言えると思います。

もう一つめくって6ページの○のところ、小児期逆境体験のことを指摘していきまして、その下に「回復についての情報」で、まさに大日向先生がおっしゃったように、私たちは回復する力を持っていますということもぜひ指摘して盛り込んでいただきたらと思います。その回復のためには、日常の中で褒めることをふやすことで回復するということもあるでしょうし、より専門的なトラウマケアを受けることが必要な場合もあり、それはいろんなそれぞれの状況によると思うのですが、回復もしていくんですということもぜひ盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。いろいろ貴重な御意見、ありがとうございます。まだあるかと思いますが、それはまた後に時間が残ったときに意見交換をするということで、議事の3のほうに移らせていただけてよろしゅうございましょうか。

先ほど資料3で御説明がありましたが、これから御議論いただくのはガイドライン本体ではなくて、検討会の提言として今後取り組む事項をまとめたいと思います。

体罰等によらない子育てを推進するために、どのような手段での広報が効果的か、どのような機会で周知すべきかなどにつきまして、先ほどもこの点に関して触れた御意見をいただきましたが、ここではこの点についてさらに皆様から御意見をいただければありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森構成員 私が提出させていただいた資料の4-4に、そのテーマについてまとめさせていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、1番として「広く社会一般・養育者等を対象にした啓発キャンペーン」を行っていく必要があると思います。

2番で「支援について」ということで、啓発ツールを活用するなどして簡易なプログラムが必要であろうと考えております。

さらに、ニーズにあわせてさまざまな治療教育的プログラムを実施できる体制をつくる。これについては国会でもかなり質疑がありまして、附帯決議の中でも、加害者の方へのプログラムをもっと充実させる必要があるということが決議されております。

そういった加害者の方のためのものもとても大事なんですけれども、よりちょっと不安を感じるとか、困難を感じるとか、そういった方でも希望すれば受けられるようなことも非常に重要であると考えております。

3番で「子ども向け啓発・授業・支援・調査など」と書いてありますが、学校などで子どもや保護者等を対象に授業等を行う、アンケート調査等を行う。文部科学省等関係省庁と連携した横断的な取り組みが不可欠である。これも結局、学校でSOSを出したけれども、なかなかそれに適切な対応ができなかったということも起きていますが、そもそも子どもたちが、たたかれるのは自分が悪いからで仕方ないと思っている子どももたくさんいる状況があるわけですし、そうじゃないですよということをやはり明確に発信していく必要がありますし、それは単にマスコミや、そういった形だけではなかなか届きませんので、学校教育の授業の中でそういったことが学べる。

スウェーデンでは既にそういった取り組みがされていまして、授業の中で子どもをたたくことについてのディスカッションをすることとか、そういった教材もあるというふうに、報告書を見るとそういったことが書かれています。それならばぜひ日本でも子どもたちに権利があるということ、そしてそれが侵害された場合には守られる権利がありますということ伝えていく必要があると思っております。

それは、国連子どもの権利委員会の一般的意見でも、8号45項で「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である。条約第42条に基づき、国は、条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、おとなのみならず子どもに対しても同様に広く知らせることを約束する。」というふうに指摘しておりまして、42条がまさにそういったことを規定しております。

これは、附帯決議でも、子ども自身が適切に相談できるように、正しい知識を提供できる取り組みを推進する必要があるということの指摘もされております。

4番が、先ほど高祖委員のほうからもお話がありました支援者向けの啓発や研修などが必要であるということ。

それから、5番はこの検討会の射程に入るかわかりませんが、SOSを受けとめるさまざまな制度の整備ということも求められていると思います。

それから、6番としまして調査、評価・検証が非常に重要であると考えております。これも各国を見ていますと、やはり大人と子ども双方に、親御さんにたたいていますかと聞くこともすごく大事ですが、子どもにたたかれていますかということを知る。両方に聞くことで、その情報の精度は格段に上がっていくと言える状況がありまして、大人だけにしないということが大切であると考えております。

INSPIREというのは、WHOが子どもに対する暴力を防止するためのエビデンスのある施策をまとめたものでありまして、資料の4-3をごらんいただきますと概略版の翻訳になり

ます。

この中でポイントとしましては、資料4-3の5ページをごらんいただきますと、戦略、アプローチ、分野、分野横断的な活動とありまして、戦略の「法の施行と執行」とありまして、そこにアプローチとして「親や教師、その他養育者による子どもへの体罰を禁止する法律」をつくります。それを施行していきますということで取り上げられていまして、法律をつくるだけではなくて、例えば戦略の「保護者や養育者への支援」にもかかわってきますし、「教育とライフスキル」といったところにもかかわってくることなのですが、このINSPIRE、戦略と、ストラテジーと呼ばれたりしますが、これも日本としてやっていまいしょうということになっておりますので、ぜひこれを意識した取り組みをしていただきたいと思っております。

具体的には英文になるのですが、資料4-4を続けてごらんいただきますと、6番の「INSPIREの指標・質問項目に一致する形で調査、評価、検証等を実施する」ということで、一方で、持続可能な開発目標、SDGsというものがあります。

この中でターゲット16.2をごらんいただきますと、「子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問をなくす」というものがターゲットとして掲げられておりまして、その指標としてグローバル指標16.2.1で「過去1か月における保護者等からの身体的な罰及び又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子どもの割合」というものが指標として設定されております。

それが、3ページの中段ぐらいから「INSPIRE Handbook」ということで、ちょっと翻訳する余裕がありませんで英文をそのまま載せているのですが、「INSPIRE Handbook」の体罰の定義、どういう定義でやっていくか。それから、精神的な攻撃についてもどういうふうに見ていくかということが、3ページから4ページにかけてピックアップしております。

それで、3ページにある40ページをごらんいただきますと、今ここにあるような、どんなに軽いものであっても身体的な罰をいいますということで、この指標にも合致してくるということが言えます。

さらに次の4ページの上のほうをごらんいただきますと、Psychological aggression、精神的な攻撃については、shouting, yelling or screaming、どなったりするような精神的な虐待などを言いますというようなことで、今の議論の流れであればこれに合致した対応ができると思えます。

次に、そのちょっと真ん中ぐらいにSample measurement tool and questionとありまして、ここにその質問項目として、例えばPsychological aggressionであれば、Shouted, yelled at or screamed at himとか、そんな感じで、Physical punishmentであればShook himとか、Spanked, hit or slapped himとか、要は言いたいことは質問項目もINSPIREの中にありますので、こういったものを取り入れながら、いろいろなアンケートとか調査の中に取り入れて、それで効果測定を全国的にやっていけば、進捗状況といえますか、それが把握できますので、ほかの国や地域との比較や、その効果的な施策の交流といえます

か、情報交換もしやすくなりますので、ぜひこういったものも意識した取り組みをお願いしたいと思っております。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。ほかの方は、いかがですか。

どうぞ、福丸構成員。

○福丸構成員 それでは、私のほうからも少し資料の続きという形になるかと思うのですが、お手元の福丸の資料5、「体罰等によらない子育てのための方策」の2つ目の○ですね。「状況に応じた取り組み」あたりからが、ここの議題にちょっと合っているとか、そこにかかわる話かなと思いますので、こちらをちょっとお話をさせていただきます。

いろいろな角度から考えることができると思うんですけども、1つにはやはりリスクとか状況というものに応じた取り組みというのが大事だなと、これは虐待のリスクとか、そういうことだけではなくて、親の特性であったり、状況であったり、お子さんの特性、発達の状況だとか、いろいろな観点からあると思うんですけども、そういったことが1つです。

その中でも、ハイリスクという視点もちょっと考えながら、優先的に何か特化したとか、できるだけ手厚いサポートが必要な場合と、もう少し裾野が広く、一般的な心理教育的な部分であるとか、ひろばであるとか、遊びであるというところでのサポートというものと、視点を複数持つということの点をお伝えしたいなと思っております。

例えば、そのハイリスクというのは経済的な面ですね。収入というところで比較しているとか、養育者の方がお一人で大変だとか、それから10代の妊娠とか、そういったこともやはり手厚いサポートが要ると思いますし、親御さん自身が精神的な疾患を持っていたりとか、何か特別なニーズのあるお子さんがいらっしゃるとか、そういったところは少し手厚くできるような層をなすという考え方というのが一般的にも言われていることですが、改めて大切ということですね。

それから、どうしてもトラウマというところで、1つの例として持ってきましたけれども、虐待との絡みで言えば、一次予防、二次予防、三次予防という視点を少し図式化したものですね。それで、先ほど申し上げたトラウマインフォームドケアというのは、トラウマがあるから特別なんだとか、何か治療をしなければいけないんだということではなくて、むしろ私たちみんなが自分の健康を守るためにどんなことを知っていたらいいかという情報の共有なんですね。

それが自分の健康にもかかわってくるし、人とのいい関係を築くことにもつながっていくという一つの公衆衛生的なアプローチという視点も大事ですし、大変な中でやってこられた方たちも、でもこんなふうに回復できるよねということもここでも共有できたり、そしてニーズがあればやはり二次予防、三次予防、医療的なアプローチであるとか、治療というところにつなげていく体制が必要だなと思います。

そういった中で、より特化した介入という意味では、裏にまいますけれども、いろい

ろなプログラムというところで話をしてしまいますが、少し特化した介入はエビデンスがあるとか、研修制度とか、スーパービジョン制度とかがある程度あるものも必要である。

例えば、ここに書かせていただいたようなPCITであるとか、TF-CBTとか、トラウマということであったり、それからADHDというあたり、行動の問題の軽減などにペアレント・トレーニングなども使われていますが、こういったものなども届くようにいかにしていくかということも含めて、そして、もっと広い層に予防的、啓発的、ここに書きましたTriple Pなどもエビデンスも出ていますけれども、こういったものや、ペアレント・プログラムですね。

それから、ポジティブ・ディシプリン、セーブ・ザ・チルドレンがやっていたらと思うんですけども、また愛着というところでのCircle of Securityであるとか、CARE、私自身もこれにかかわっていますけれども、このあたりというのは非常に近い視点も多く、似ているのですが、少しそれぞれ重点を置いた内容であるとか、焦点を当てている対象が違ったりもしますが、基本は先ほど申し上げたように、いい環境をいかにして築くかという情報の共有だったりすると思うんですね。

それで、ちょっとCAREのお話をさせていただくと、トラウマというところを背景にはしながら、トラウマインフォームドのプログラムであるんですけども、大人みんなが知っていることが大事だよということ、3～4時間でやっというところ、子どもとかかわるときに肯定的な関係づくりとか、そういった情報を持っているそれぞれのプログラムの部分を少しリーフレットにまとめていくとか、パンフレットにというあたりも今後出てくるのかなと思います。

それから、これらがどんなふうに取り組んでいるのかというあたりも、ここの次の○ですけれども、「さまざまな取り組みの実態と提供可能性の把握」と、今後ちょっとこういったところもしていく必要があるのではないかと考えています。

なかなか届きにくいという御指摘もあるんですけども、一方で、10年以上導入からたって、体制が整っているものも少なくないわけですね。ですから、エビデンスベースだと少し質の担保というところで、専門家養成には時間やコストがかかったりする部分はありますけれども、一方で、本当に必要な方たちには費用をかけないで届けられるという仕組みをつくってきているわけですので、このあたりのことはよかったですぜひヒアリングをしていただいたり、そういうことが今後あってもいいのかなと思ったりしています。

東京都のほうでは、私は保健センターであるとか、子家センであるとか、そういうところでプログラムを使っていたりしながら、必要であれば児相レベルでPCITにつなげていくとか、そんな連携も、取り組みも始まっておりまして、それぞれのところでいろいろなことをやっていて、ファシリテーターもふえてきたりとか、その方たちが親御さんに伝えていくというような体制もできていくのかなと思ったりしています。

それで、一次、二次、三次というあたりとか、少し階層をという話をいたしましたけれども、全部に共通なのが先ほど大日向先生が御指摘いただいたことで、やはり私もそこは

大事だなと思ったのですけれども、親御さん自身がやはり肯定的なというか、支えられる
というか、暖かい関係を持つという体験ができることかと思っております。

子どもを育てる役割としてだけではなくて、親や保護者の方たち自身もねぎらわれたり、
褒められたり、楽しいと思える、手ごたえを感じられる。それは、親という立場をちょっ
と離れてという先ほどの山田先生のお話にもつながりますけれども、何かそういう部分で
あるとか、変われるし、できることがふえてきたというような感覚につながる。これは基
本的なことであって、それがリーフレットであるとか、心理教育やひろばや集いというと
ころとつながっていくのかなと思っております。

それで、最後のほうに書きました「発達の時期に対応した取り組み」というのは、もち
ろん地域における子育て支援拠点、支援者や支援の充実に加えて、少し時期ごとに、ライ
フイベントごとに情報提供というものがもう少しできるんじゃないかと思っているとい
うことです。

例えば、妊娠、出産期であれば、やはり医療機関というのは多くの方が通過するわけ
です。非常に大きな役割があって、ここでのサポートであったり、パンフレットとか、リ
ーフレットも含めてですけれども、いろいろなツールを持っていらっしゃる方たちがふえ
ていくというような、保健、医療もそうですし、そういった機関の役割の重要性という
ところをまたさらに見直していくというか、大事かなと思っております。

スクリーニングなども、こういうところで実際にやれることもあるのかなと、このあた
りは立花先生などにもぜひお聞きしたいと思っておりますが、どうしても海外の話になっ
てしまいますけれども、質のいい家庭訪問という、やはり、発達の初期に1ドルかけるこ
とで後々の7ドルを節約することになるくらいの意味があるとか、そういった部分はありま
すね。コストがかかったり、人手が要るわけですけれども、そのあたりの見直しという
か、今後も続けていくということです。

それから、乳幼児期は医療、保健、地域が非常に力を持って支えていくわけですけれど
も、それと同時に例えば保育所、幼稚園などの現場、先ほども保育士の方、保育者とい
う話も出ていましたけれども、現場の方たち、先生方というのが実はかかわったり、保護
者と接するということがふえてきて、ここの質とか、何かスキルをふやしていくとか、
それから巡回相談なども使っていくというところですね。

それから、児童期にはやはり学校のスクールカウンセラーであるとか、スクールソー
シャルワーカーであるとか、こういった方たちも活用しながら、親御さんが外に出ていく
ということだけではなくて、出てこられない親御さん、御家庭にお子さんの居場所を通
してどんなふうアウトリーチしていけるかというような園や学校といったところも大事
です。そこにいる専門家の方たちが情報やスキルを持つということの重要性なども改
めて書かせていただきました。

あとは、支援者の養成と質の向上ですが、この辺は同じような話になりますけれども、
親御さん同士のピアの関係というのもとても大事で、特に裾野の部分での関係づくりは地

域の子育ての現場で大事にしてくださっているところだと思えるのですが、それと同時にやはりその質の維持とか、支援者は特化したものになっていきますが、そういったものの枠組み、スーパービジョンであったり、そういう制度をきちんとしていくことは当事者への届きやすさに実はつながっていくということで、やはり仕組みをつくっていく上で初期投資はちょっと必要かなと思うんですね。

ある程度、そういった何か届けることができる専門家の方たちも要請しながらその仕組みができていけば、それを親御さんや当事者の方たちに届ける部分というのは余り費用をかけずにやっていくような体制というか、そのあたりは行政のほうにもぜひ指導をしていただきたいという気持ちでおります。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

山田構成員、どうぞお願いいたします。それから、立花構成員も続けてお願いいたします。

○山田構成員 今は、ガイドラインを踏まえた取り組みをどうするかということの議論ですね。

1つ目は、私は厚生労働省で藤原先生がつくられたDVDが今ホームページに載っているかと思うのですが、乳幼児揺さぶられ症候群の予防をするためのということで、目に見えるものがあると、どこでも一律である程度理解をされるということがあるかと思うのです。あれはよくできていて、なるほどなと思うようなものになっているということで、DVDというのはいい媒体だなと思います。

それから、ガイドラインの内容についてということで、どこに周知するのかということですが、保健、医療、福祉の関係者は今までもいろんなことでやってきて、重点的にしないといけないという部分もあると思うのですが、もう一つは母親の周りの人たちへの波及ということもぜひ考えて頂きたい。お母さんたちは子どもをどうしても叱ってしまうのですが、そのときの冷たい周りの大人の目を見たりとか、そういうものをやはり心苦しく思っていると思うので、例えば民生委員さんにするとか、市町村の福祉関係者の人にするとか、今までにない幅広い人たちへ周知徹底するというところで、親、専門家だけではなくて、その周りの人たちということもぜひ考えていただきたいと思っています。

○大日向座長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○立花構成員 先ほど福丸委員がおっしゃっていた、発達の時期に対応した取り組みというところで、非常に重要な御指摘だと思ったのですが、例えば医療とか保健というのは全ての子育て家庭にポピュレーションアプローチでかかわる機会というのは妊娠期だったり、出産後、それから乳幼児健診などで持っていたりするわけです。

それで、例えばスクリーニングのお話も出ましたが、新生児訪問のときに保健師さんが多くの自治体で赤ちゃんへの質問票というものを使っていらっやして、そこでお母さんの赤ちゃんへの気持ち、例えば感情的に怒りがこみ上げてくるとか、たたきたくな

ってしまうとか、そういった質問も入っていたりします。

そういった情報をポピュレーションアプローチとして拾う機会がありますので、そこでハイリスクの人とか、ちょっと気になるお母さんが、今は妊娠間の切れ目ない支援でどこの地域でもフォローアップされるようになってきていると思うのですが、そういったところにこういったしつけの部分、体罰であったり子育ての仕方の部分、子どもへのかかわり方の部分に、気になるお母さんへの対応方法などで、保健師さんであったり、医療関係者にこういったスキルが組み込まれるといいのかなと思いました。

あとは、発達の時期ということで福丸委員がおっしゃったのは非常に重要なところだと思っていて、例えば妊娠中とか余り早い時期に体罰のことを言っても、もしかするとお母さんによっては、特に初産の方などにとっては余りぴんとこないで、むしろ例えば子どものいやいや期とかが始まって、いらいらし始めてしまうようなときとか、そういったときのほうが、よりタイムリーに届きやすくなるかもしれないということで、例えば7～8カ月とか、離乳食講座とか、そういったところに入れるとか、時期に応じていろいろ盛り込む内容を考えるということも重要かと思いました。

○大日向座長 ありがとうございます。

高祖構成員、どうぞ。

○高祖構成員 ほぼ先生方が言ってくくださったということなのですが、全ての人に伝えるというところで、ガイドラインは一応親向けというか、支援者向けだったりするかと思うのですが、東京都のほうでも動画をつくったりということで、やはり全ての親以外の人にどう知っておいてもらうか。

もちろん親もそうなのですが、親が子どもをたたかない、でもねということで一生懸命向き合っているのに、そんなにぎゃあぎゃあ言っているんだったらもうちょっとしつけないとだめだよというような目があると、大変つらくなってしまうので、やはり一般の方々が知っていただく。本当に国を挙げて体罰、子どもに手を上げない、体罰はしない。暴言もそうですけれども、そういうような意識啓発をこの機会にぜひ広くしていただきたいと思っています。

そのためには、山田委員がおっしゃられたように動画ですね。それも、ちょっと短いCMを流すのか、あるいは電車の通勤時間にスポットで流すのか、そういうのもすごくいいかなと思います。

あとは、ホームページというふうに書いてありますけれども、今は無償化とかもそうですが、いろんな国の取り組みのサイトが立ち上がるとQ&Aコーナーとかがすごく充実していると思いますので、余り細か過ぎてもあれですが、幾つかの、こういうときはどうしたらいいのかというようなことに答えるような仕掛けづくりというか、仕組みづくりをしていただけるといいかと思っています。

そして、ガイドラインの内容について、親にどんな機会で周知するのかということなのですが、これは全ての親に知っていただくということがとても重要だと思っています。

さっき先走っているいろいろ子連れ再婚のこととかも言いましたけれども、子連れ再婚の場合には届け出時にそういうリーフレットを渡すなり、ちょっと子育てで悩んだらここですよというような情報提供をするというのも一つだと思うのですけれども、とりあえずは一番全員が漏れなく割と知れる機会というのがやはり両親学級だと思うんです。

私もこの数年前から両親学級での情報提供ということで、その前はたたかない子育てというような感じで、本当にたたきたくなっちゃって困った親御さんが来るとか、いやいや期の親御さんたちが来るというところが多かったのですけれども、そもそも生まれる前に夫婦の共通認識で手を上げない子育てをしていこうということで、握っておくとか、そこを伝えておくことがすごく大事だなと思って、幾つかのところにやらせてくださいということで両親学級とか、そういうところでお話をさせていただいたりしています。

もちろん生まれていないので、そうは言っても産むことがまずは先でしょうというような方もいるのですけれども、一緒に聞いてくださると、パパとかも、話を聞いてよかった。まだ生まれる前なんだけれども、自分も手を上げられて育ったので、そういうものかと思っていました。でも、話を聞いて、絶対に手を上げないで生まれた子を育てていきたいと思えますというふうに力強く言ってくださった方もいました。さっきも言いましたけれども、両親学級の中にちょっとエッセンスとしてぜひ入れていただきたいということです。

やはり立花先生がおっしゃられたように、悩みごとが変わってきますので、まずは両親学級のところで基本的な手を上げないで育てるんだ、親子の関係性をよくつくっていこうということをしていただいて、あとは泣きやまないときみたいな感じで、そこら辺はゼロ歳とか、あとは離乳食を投げ始めるような困った時期に健診のタイミングでもいいかもしれないんですけれども、そこでやって、あとはいやいや期のところでやるという感じで、スケジュールをちゃんとポイントを押さえたような感じで何回かお伝えする機会が持てる、とてもいいのではないかと思います。

そして、かなり離れてしまうかもしれないんですけれども、専門職のところですね。先ほども保健師さんとか助産師さん、医療関係者ということでも言いましたけれども、フィンランドのネオボラなどだと、かなり相談スキルということで学ばれるということを知りました。困ったことを相談していいよ、でも相談したら怒られてしまうのではないかとということではなくて、つつい手を上げてしまっているんですというふうにちゃんと相談して、それを言い出すと怒られてしまうから言わないではなくて、やはりつつい手を上げてしまいますとか、上げそうになるんですということ自体もちゃんと行って、でもそれはしないでいように一緒に考えていきましょうという相談スキル、対応の仕方を知ってアドバイスするところの1つ手前の、相談をきっちり受けとめられるというようなスキルもすごく必要なのかなと思いました。

○大日向座長 ありがとうございます。皆様から、大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

時間はわずかとなったのですが、ぜひ残った時間で皆様からお考えをお聞かせいただき

たいと思うことがございます。私の惑い、戸惑いと申し上げてもいいのかもしれませんが、きょうはガイドラインに盛り込む内容と構成、それから広報戦略の2段に分けて御議論いただきましたが、なかなかそれを分けては考えられないかなというような思いを皆様の御意見を伺いながら感じた次第でございます。

このガイドラインは、とにもかくにも幅広い対象にわかりやすくということが、先ほどの事務局の御説明にもありました大前提です。しかしながら、皆様の御意見には、養育に当たっているいわゆる保護者だけでなく、その支援者に対するメッセージも必要だということですね。そういたしますと分かりやすいメッセージに心がけると共に、その背後にある理論や研究について、たとえばSDGsや子どもの権利条約等についての説明も一例ですが、専門的な説明も必要でしょう。あるいは保護者向けと言っても、非常に生真面目に、生真面目すぎるくらいに頑張っている方に、これもたとえば先ほどの英文にあった“However light”からの一説、どんなささいなことでも、それはPhysical punishmentになるんだという記述は山田委員が言われたようにおびえさせることもあるのではないかという懸念もあるかと思えます。その一方で、嚴重にはっきりと言わなければいけない保護者もいらっしやるかもしれない。こうしたことを考えますと、ただわかりやすく、幅広くということで、総花的にできない問題もたくさんあるのではないか。そのあたりの区分けを、どういうふうにガイドラインの中でもしていき、広報でも取り組むかということに関して、何かお考えがあればいただけないでしょうか。広報戦略を考えることはガイドラインの中身にもかかわることですので。森構成員、どうぞ。

○森構成員 大変大切な御指摘、ありがとうございます。私の考えを述べさせていただきますが、資料4-1をごらんいただきますと、第1の1の「法改正の目的・趣旨」で、子どもにはまず権利があるということと、体罰とかは権利侵害であって、それはなくす必要がある、許されないということですね。

それで、その法改正の主たる目的、第1の目的と一般的意見では言っていますが、啓発支援を強化することです。ですので、決してそれによって罰するという方向ではなく、まず枠組みといいますか、子どもに対しては権利を尊重し、暴力はやめましょうという枠組みを社会全体で共有するところが大事だと考えます。その意味では、どんなに軽くともというところはきちんと盛り込んで、それで社会の中でそういった意識をつくっていくということが非常に大事であると考えます。

一方で、おっしゃるとおり、いろんな状況によって、あるいは親御さん、支援者、教育関係の方、それは場面、場面でそれぞれの場面に応じたガイドラインとか啓発、あるいは研修の資料などを作成しながら、あらゆる場面でこうしたものが実現していくようにする必要がありますので、まず最初につくるべきは社会で共有される大きな枠組みを共有し、それをいろんな場面に落とし込んでいくといいますか、そういった形がいいのではないかと思います。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。ほかの方、いかがでいらっしゃいますか。

どうぞ、お願いいたします。

○高祖構成員 今回のガイドラインというのは、罰するためのものではないというところは明確なメッセージを出すほうが、たたいたらすぐ逮捕されてしまうのかとか、そういうようなことではなくて、やはり考え方、理念法であるというところは明確にするとういのかかなと思っています。

そして、わかりづらいので、ガイドラインの中にこういう行為はだめですよということで、さっきの柱の資料2のところに明記していくと書かれていましたが、そこも余りにも細か過ぎると、これはいいのか、これはいいのかということで、やはり保護者自身が主体的な子育てをしづらくなるというか、一々確認しなければいけないというようなことになっては、すごく子育てが息苦しくなってしまうと思うんです。

ですから、やはり子どもにも人権があって、嫌だと言ったりする。それは、やはり子どもの気持ちだから尊重しましょう。でも、困った場面をどうやったら切り抜けられるのかとか、どうやって相談しながら、親も子もいい解決ができるのかという考え方を伝えていくような形で、お知らせできるようなものになっていくと、とてもいいのかなと思います。

だから、体罰禁止がスタートしますということで、監視社会みたいになるのは本当によくないと思うんです。ただ、諸外国で体罰禁止国は今58カ国になりましたけれども、その例を見ても、法的禁止とともに啓発をきちんとしているところは、すごく困ってちょっとどなりつけたりしている親を見たときに、ほらほらと言って、周りの人が責め立てたり、そんなことをしちゃだめだよと言うのではなくて、「大変だよね」という感じでサポートに入る。そういうような社会になっていくことが子育てのしやすさにもつながっていくと思います。

ですから、幅広く、それは子どもにとってどういうふうにしたらいいのかということで、周りの人もどんなサポートができるのかというような視点がすごく広がるといいと思いますし、これを機会に全国いろんなところで支援者とか、親御さんを含めて、やはり講座とかに行かせていただくと、こういうときにはどうしたらいいか。うちもこういうことがあったんですよというような話が具体的に出ることで、そうか、そういうふうに言えばいいよねということになっていったりするんで、子育てを皆さんで語れる場が広くできていくといいかなと思っています。

○大日向座長 ありがとうございます。

どうぞ、山田構成員です。

○山田構成員 このガイドラインというのは初めて作成されますので、まずは一般的に今、子育てをしているお母さんへのメッセージという形で大きく打ち出すのがいいかと思いません。

いろんな例が先ほどありましたように、例えばシングルの人とか、それから再婚家庭というような形もありましたが、そういうものはコラムみたいにちょっと小さく扱うというような形になるのかなと思ったりしています。

それからもう一つは、家族単位でいろいろ考えてこられました、子どもの状態でもまた違うのかなと思います。1つは年齢別という話がありましたが、もう一つは例えば発達障害があつて育てにくい子どもさんにどうするかとかあるかだと思います。比重としては一般的なもので皆さんに提供されるものがたくさんあつて、それにプラスそういうものがあるというような形で、私はイメージをしています。

○大日向座長 ありがとうございます。

どうぞ、福丸委員、お願いいたします。

○福丸構成員 先生方と重なってしまうかと思うのですけれども、ガイドラインが具体的にパンフレットとか、そういったものにもつながっていくと考えると、やはりあしたも子育てをしていこうと親御さんたちが励まされるとか、そんな思いにつながるということが最終的には大事で、子どもたちを私たちみんなが見守っていきましょう、育んでいきましょうと、先生方がおっしゃったように、誰にとってもということで、対象は皆さんであつて、親ももちろんなのですけれどもというところは本当に大前提だということです。

その上で、よくないことはこういうことだ。でも、いい関係を築きたいんだよね。だから、大切なエッセンスはこういうことだよねというのが何かわかりやすくなるといういいなということです。

それから、エッセンスとか大前提というところがわかった上で、では自分は何か対応が必要だとしたらどうしたらいいのだろう。こんなところに行くところなものがあつたというような情報ですね。それは、地域とか行政とかというところになるかと思うのですが、そこではこんなものがありますよとか、何かそこに行けばこういうものがあつたというのが見える情報がちょっと入っているというか、そんなこともイメージいたしました。以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

どうぞ、立花構成員です。

○立花構成員 ガイドラインの作成に当たって、例えば現場で子どもをたたいてしまっているような親御さんがいたときに、このガイドラインでは体罰がだめだと、それはまず社会として共通にしてもらおうとか、そういったところを打ち出していくことは重要なかなと思うのですけれども、支援者の側としてそういう親御さんたちにかかわるときに、体罰がだめというのを前面に打ち出すと、本当にたたきたくはないんだけど、たたいてしまつて悩んでいる親御さんがシャッターをおろしてしまうこともあり得るかと思うんです。

そこら辺で、ではどうやってそういった親御さんたちにかかわるかというところで、お母さんとかお父さんの悩んでいる気持ちとか、いらいらしている気持ちをまず聞いて、どんなことが問題かというのを一緒に考えていくとか、そのあたりがガイドラインの中で強調されるといいのかなと思います。たたいてはだめですとか、暴言を言ってはだめですというのは、親御さんたちみんなわかっているとは思いますが、わかっているけれども、やっちゃっている人も多いと思いますので、そういった方たちにどう支援していくかとい

うことで、まずそういった人たちの気持ちを聞くというところをガイドラインの中でも強調されるといいのかなという気がしました。

○大日向座長 本当にありがとうございました。私からのお尋ねに対して、皆様から大変貴重な御意見をたくさんいただきました。

本日も前回と同様と申しますか、それ以上に構成員の皆様から幅広い御意見を積極的にいただきまして感謝申し上げます。

なお、追加の御意見等がありましたら、後ほど事務局にお届けいただければと存じます。

最後に、事務局から次回日程も含めて何か御連絡事項があればお願いしたいと思います。

○柳室長補佐 次回の日程につきましては、後日また御連絡させていただきたいと思いません。

○大日向座長 事務局からは、ほかによろしいですか。

それでは、本日の検討会はこれまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。